

船舶事故調査報告書

令和5年4月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年1月6日 07時55分ごろ
発生場所	佐賀県玄海町値賀埼南岸 値賀埼灯台から真方位169°50m付近 （概位 北緯33°31.0′ 東経129°49.7′）
事故の概要	プレジャーボート ^{とみせい} 富正丸は、船首を西北西方に向けて釣りを行いながら漂流中、干出浜（岩）に乗り揚げた。 富正丸は、同乗者が負傷し、船体の圧壊等を生じた。
事故調査の経過	令和5年1月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 富正丸、0.5トン 290-61752佐賀、個人所有 5.18m(Lr)×1.61m×0.55m、FRP ガソリン機関（船外機）、11kW、平成元年12月
乗組員等に関する情報	船長 61歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年2月18日 免許証交付日 平成30年3月29日 （令和5年3月28日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（同乗者）
損傷	船体に圧壊、船外機に濡れ損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 西北西、波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、令和5年1月6日07時25分ごろ玄海町 ^{かりや} 仮屋にある浮棧橋を出航し、値賀埼南方沖の釣り場に向かった。 本船は、07時50分ごろ釣り場に到着して船外機を停止し、船首を西北西方に向けて漂流し、船長が後部甲板で右舷側を向き、同乗者が前部甲板で左舷側を向き、それぞれ腰を掛けて釣りを行っていた。 本船は、値賀埼南岸の干出浜（岩）（以下「本件岩場」という。）に向かって東南東方に流され、船長が本件岩場に接近していることに気

	<p>付かず、07時55分ごろ船尾部から本件岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長及び同乗者は、本件岩場に降り、本船を手で押して海上に戻そうとしていたところ、同乗者が体勢を崩して本船と本件岩場の間に左足を挟まれ、挫傷を負った。</p> <p>船長は、自身の携帯電話が海水に浸かって使用できなくなったので、船舶所有者に連絡を行うよう同乗者に依頼し、同乗者は、携帯電話で船舶所有者に本事故発生の連絡を行い、海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>本船は、打ち寄せる波の影響で動揺を繰り返しながら陸（崖）の方に移動した後、横転した。</p> <p>船長及び同乗者は、約10mの崖下に避難しており、海上保安庁の巡視船が来援したものの陸上及び海上からの救助が困難と判断され、同庁のヘリコプターにより救助された。</p> <p>本船は、9日、本事故発生場所付近で船体の一部が発見された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.3mであった。</p> <p>船長は、これまでにプレジャーボートの乗船経験が約50～60回あり、本事故発生場所付近で釣りを行った経験が約30回あった。</p> <p>船長は、本件岩場の拡張状況を知っており、本事故当時、本船はふだんと同様に本件岩場からの距離を約20～30m離して漂泊していた。</p> <p>船長は、いつもは本船が漂泊を開始した場所から本件岩場に接近するのに約10～15分掛かっていたが、本事故当時、本件岩場に向かって流される状況であることは認識していたものの、ふだんの感覚で、本船が本件岩場に接近するまでもう少し時間があると思い、釣りに意識を向けていたと本事故後に思った。</p> <p>船長は、釣りをしながら漂泊中、本船が本件岩場に接近する前に移動させれば良いと考えていたが、釣りを始める前に本船の流される方向や速さをしっかりと確認した上で、本件岩場からの距離を十分にとっておくべきだったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、値賀埼南方沖において、船首を西北西方に向けて釣りをしながら漂泊中、風波によって本件岩場に向かって流される状況下、船長が、本船が本件岩場に接近するまでもう少し時間があると思い、釣りに意識を向けて漂泊を続けたことから、本件岩場に接近していることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、いつもは本船が漂泊を開始した場所から本件岩場に接近す</p>

	<p>るのに約10～15分掛かっていたことから、本件岩場に向かって流される状況であることは認識していたものの、ふだんの感覚で、本船が本件岩場に接近するまでもう少し時間があると思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が値賀埼南方沖において、船首を西北西方に向けて釣りをを行いながら漂泊中、風波によって本件岩場に向かって流される状況下、船長が、本船が本件岩場に接近するまでもう少し時間があると思い、釣りに意識を向けて漂泊を続けたため、本件岩場に接近していることに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、風波によって流されながら漂泊する場合、釣りを始める前に流される方向や速さをしっかりと確認した上で、釣りに意識を向け過ぎず、岩場等からの距離を十分にとり、岩場等への接近状況を確認しながら釣りをを行うこと。 ・ 携帯電話は、防水パックに入れるなどの防水処置を施したものを常に携行し、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

